



尼崎中央社労士事務所 事務所だより

12^{2024年}月号



都ホテル尼崎（尼崎市昭和通）

◆特集◆

最低賃金は2020年代に全国平均1,500円へ
～総合経済対策から読み解く石破内閣の労働政策～

◆ニュース◆

- ▶【行政】社会保険の適用拡大などを議論／社会保障審議会
- ▶【動向】年間倒産件数、11年ぶりに年間1万件超が視野に
- ▶【労使】2025春季生活闘争方針を決定、賃上げ要求5%以上
- ▶【動向】企業のリスクリミングの取り組み、情報サービス・金融で高い



尼崎中央社労士事務所
AMAGASAKI CHUO Sharoushi Jimusho

◆特集◆

最低賃金は2020年代に全国平均1,500円へ

～総合経済対策から読み解く石破内閣の労働政策～

社会保険労務士・人的資本経営コンサルタント 川西 康夫

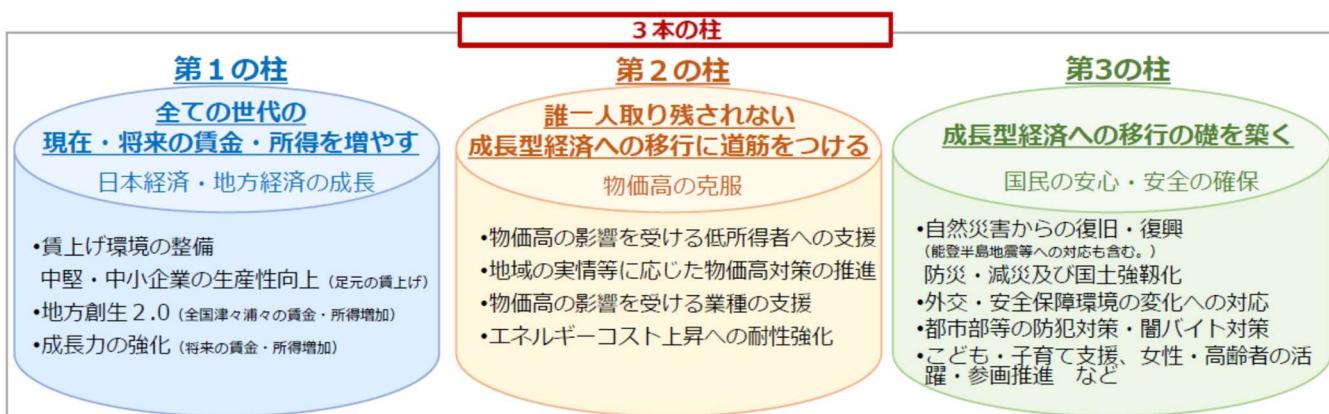
政府は11月22日に新しい総合経済対策を閣議決定しました。石破内閣が発足してから初めての総合経済対策であり、補正予算の規模は13.9兆円に上ります。今回の特集では、閣議決定された文書から今後の労働政策の方向性を読み解きます。

■ 「経済成長」「物価高克服」「安心・安全確保」の3本柱

今回の総合経済対策では、日本経済は「長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にある」という現状認識のもと、「国民一人一人が実際の賃金・所得の増加という形で、手取りが増え、豊かさが実感できるよう、更に政策を前進」させるとして、①日本経済・地域経済の成長、②物価高の克服、③国民の安心・安全の確保を3本柱としています。このうち、労働政策に関連するのは①であり、「全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす」ことを目標に掲げています。

第1章の「経済対策の基本的考え方」では、第1の柱である「日本経済・地域経済の成長」について、「中堅・中小企業における生産性の向上、中長期的な成長力の強化に向けた取組を強化し、日本経済の潜在成長力を高めることによって、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得を増やす。一人一人の生産性や付加価値を高め、賃金・所得を増やすメカニズムを全国各地で動かしていく。」としており、賃金と所得の増加に向けて生産性の向上に重点を置いていることが読み取れます。

さらに、第2章「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的な施策」では、「賃上げ環境の整備」に向けた対策として、①最低賃金の引上げ（2020年代に全国平均1,500円）、②人への投資の促進（三位一体の労働市場改革の推進）、③多様な人材が安心して働く環境の整備（「年収の壁」対策、社会保険の適用拡大、柔軟な働き方の実現等）といった具体的な政策を提示しています。



■最低賃金は2020年代に全国平均1,500円を目標に

最低賃金については、2023年8月に岸田首相（当時）が「2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円」を目指すと表明しており、2024年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」にもこの目標が明記されていました。

今回の総合経済対策では、「賃上げ環境の整備」を推進するため、この目標をさらに前倒しして、「2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」としています。「2020年代」ということは、遅くとも2029年10月には最低賃金を全国加重平均1,500円に引き上げる、という目標を掲げたことになります。

現在の最低賃金は、2024年10月の改定により、全国加重平均1,055円となりました。これを2029年10月の改定までに1,500円に引き上げると仮定した場合、5年間で445円、毎年約90円という大幅な引上げを行うことになります。この前提でシミュレーションすると、最低賃金の全国加重平均額は下表のようになります。

最低賃金（全国加重平均額）の改定額と引上げ幅の推移予測

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
改定額	1,055円	1,144円	1,233円	1,322円	1,411円	1,500円
引上げ幅	+51円	+89円	+89円	+89円	+89円	+89円

ちなみに、時給額である最低賃金1,500円を月給換算すると、1か月の出勤日数を20日とした場合、1日の勤務時間が8時間であれば最低月給額は24万円、7時間30分であれば22万5千円、7時間であれば21万円になります。

■「三位一体の労働市場改革」を引き続き推進

今回の総合経済対策では、「人への投資の促進」のため、岸田内閣のときに提唱された「三位一体の労働市場改革」を引き続き推進するとしています。「三位一体の労働市場改革」では、①リ・スキリングによる能力向上支援、②個々の企業の実態に応じた職務給の導入、③成長分野への労働移動の円滑化により、持続的・構造的賃上げを目指すとしています。

①リ・スキリング支援（学び直しにより新たな知識・スキルを獲得する取組み）では、「改正雇用保険法による支援策について周知広報を行い、（中略）就職氷河期世代を始めとする全世代のリ・スキリングを支援する」としており、就職氷河期世代に重点を置いた施策であることが読み取れます。

②職務給の導入では、「ジョブ型人事の導入を促進するため、多様な導入企業の事例が詳細に掲載された『ジョブ型人事指針』の周知・普及に取り組む」としており、民間企業に対して、ジョブ型雇用制度とそれに対応した職務給の導入を推進する姿勢を明確にしています。

③労働移動の円滑化では、議論を呼んだ「解雇規制の緩和」に繋がるような施策には一切言及しておらず、キャリアコンサルタントによる転職やキャリアアップに向けた相談支援の充実、大企業人材と地域の中堅・中小企業のマッチング促進等の具体策を挙げています。（了）



◆ニュース◆

■【行政】社会保険の適用拡大などを議論／社会保障審議会

厚生労働省は、11月から12月にかけて、社会保障審議会年金部会を開催し、被用者保険（社会保険）の適用拡大への対応などを議論しました。

短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）の適用範囲の見直しについては、企業規模要件（従業員50人超）を撤廃すべきとし、短時間労働者の労働時間要件（週所定労働時間20時間以上）は将来的に撤廃を目指すことも必要であるとして検討を進めています。また、賃金要件（報酬月額8万8千円以上、年収106万円以上）の撤廃も提示し、撤廃時期については最低賃金の引上げの状況に配慮するとしました。

そのほか、常時5人以上の従業員を使用する個人事業主の非適用業種については解消して適用対象とし、5人未満の個人事業所については引き続き適用対象外とするとの方向性（下図参照）を示しました。被保険者の要件については、学生を適用除外とする要件は見直しをせず、現状維持としました。

今後の進め方として、①賃金要件の撤廃⇒②企業規模要件の撤廃⇒③非適用業種の解消の順に進めるという案を示したうえで、企業規模要件の撤廃と非適用業種の解消については十分な周知、準備期間を確保すべきではないかとしています。

社会保障審議会年金部会／厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126721.html

個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の見直しイメージ

【現行】

	法人	個人事業主	
		常時5人以上の者を使用する事業所	5人未満の事業所
法定17業種	適用対象		適用対象外
上記以外の業種（非適用業種） 例：農業・林業・漁業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯・理美容・浴場業、娯楽業、デザイン業、警備業、ビルメンテナンス業、政治・経済・文化団体、宗教等		任意包括適用	

非適用業種の解消に伴い
適用対象となる事業所

【常時5人以上の個人事業所の非適用業種を解消した場合】

	法人	個人事業主	
		常時5人以上の者を使用する事業所	5人未満の事業所
全業種	(A)	適用対象	適用対象外 (C) 任意包括適用

【被用者保険の適用事業所（見直し後）】

- (A) 常時1人以上使用される者がいる、法人事業所 . . . 適用対象
- (B) 常時5人以上使用される者がいる、個人の事業所 . . . 適用対象
- (C) 常時5人未満使用される者がいる、個人の事業所 . . . 適用対象外 労使合意により任意に適用事業所となることは可能=任意包括適用

■【動向】年間倒産件数、11年ぶりに年間1万件超が視野に

東京商工リサーチは12月9日、2024年11月の企業倒産件数（負債額1,000円以上）は、841件（前年同月比4.2%増）、負債総額は、1,602億2,300万円（同68.8%増）と発表しました。

倒産件数は、3か月連続で前年同月を上回り、11月では3年連続で前年を上回りました。

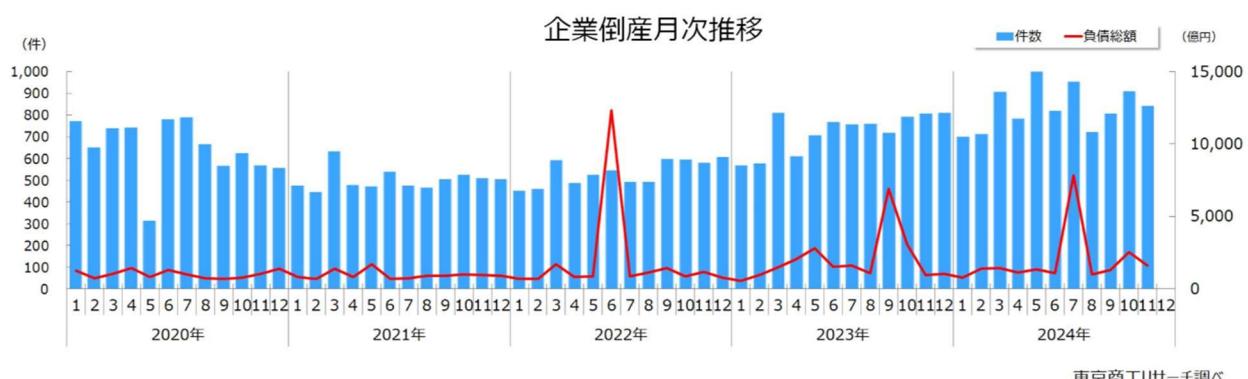
負債増額は、4か月ぶりに前年同月を上回り、10月の2,529億1,300万円に次ぐ今年3番目の高水準となりました。負債が膨らんだのは、負債100億円以上が2件（前年同月ゼロ）、同50億円以上100億円未満が3件（同ゼロ）発生したためとしています。

年間累計件数は、9,164件となり、前年の年間件数（8,690件）をすでに474件上回り、11年ぶりに年間1万件超が視野に入ってきました。現ペースをたどると2年連続、全国9地区すべてで前年を上回る見込みとなり、倒産増の潮流は全国に広がっているとしています。

産業別件数は、10産業のうち、7産業で前年同月を上回りました。最多は「サービス業他」の304件（前年同月比2.7%増）で、2か月連続で前年同月を上回り、次いで「建設業」152件（同4.8%増）、「製造業」99件（同4.2%増）が続いています。

全国企業倒産状況／東京商工リサーチ

https://www.tsr-net.co.jp/news/status/detail/1200500_1610.html



2024年11月 産業別倒産状況

産業	件数			負債総額(百万円)		
	当月	前年同月比	前年同月	当月	前年同月比	前年同月
農・林・漁・鉱業	12	33.33%	9	2,544	201.77%	843
建設業	152	4.82%	145	11,752	▲1.17%	11,892
製造業	99	4.21%	95	34,857	93.60%	18,004
卸売業	98	13.95%	86	26,214	130.33%	11,381
小売業	87	▲11.22%	98	8,685	▲8.37%	9,479
金融・保険業	2	0.00%	2	5,410	26950.00%	20
不動産業	19	▲13.63%	22	8,456	78.69%	4,732
運輸業	38	35.71%	28	11,195	219.49%	3,504
情報通信業	30	15.38%	26	3,233	35.44%	2,387
サービス業他	304	2.70%	296	47,877	46.73%	32,629
合計	841	4.21%	807	160,228	68.88%	94,871

東京商工リサーチ調べ



尼崎中央社労士事務所
AMAGASAKI CHUO Sharoushi Jimusho

■ 【労使】2025春季生活闘争方針を決定、賃上げ要求5%以上

連合（芳野友子会長、681万7,000人）は11月28日、千葉県浦安市で中央委員会を開き、2025春季生活闘争（いわゆる「春闘」）方針を決定しました。

賃上げ要求指標について、ベアなどの賃上げ分3%以上、定昇相当分を含め5%以上を目安に掲げ、中小組合の指標では、格差是正分1%を加えて1万8,000円、6%以上としました。

2024春闘では、賃上げの最終集計結果（加重平均）が5.10%となり、33年ぶりの5%台を達成しましたが、2025春闘方針では生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷しているとしています。その原因として、物価高が家計を圧迫してきたことに加えて、中小企業や適切な価格転嫁・適性取引が進んでいない産業などに賃上げの流れが十分に波及していないことも要因の1つだと分析しています。

国内労働事情／労働政策研究・研修機構 調査部

<https://www.jil.go.jp/kokunai/topics/mm/20241204.html?mm=2017>

■ 【動向】企業リスキリングの取り組み、情報サービス・金融で高い

帝国データバンクは20日に「リスキリングに関する企業の意識調査」の結果を発表しました。リスキリングとは新しい職業に就くために、あるいは今の職業で必要とされているスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得することであり、世界経済フォーラムにおいては2018年から3年連続でリスキリングセッションが開催されました。

調査結果によると、リスキリングに取り組んでいる企業は8.9%、今後取り組みたいと思う企業は17.2%となり、リスキリングに積極的な企業は26.1%となりました。一方、取り組んでいない企業は46.1%にのぼり、半数近くが消極的である現状が浮き彫りとなりました。

取り組んでいる企業に関して業種別でみると、デジタル人材として高度なITスキルが求められる「情報サービス」が20.5%、行員に対するデジタル教育が活発化してきた「金融」が19.5%となり、この両業種が突出して高い結果となりました。

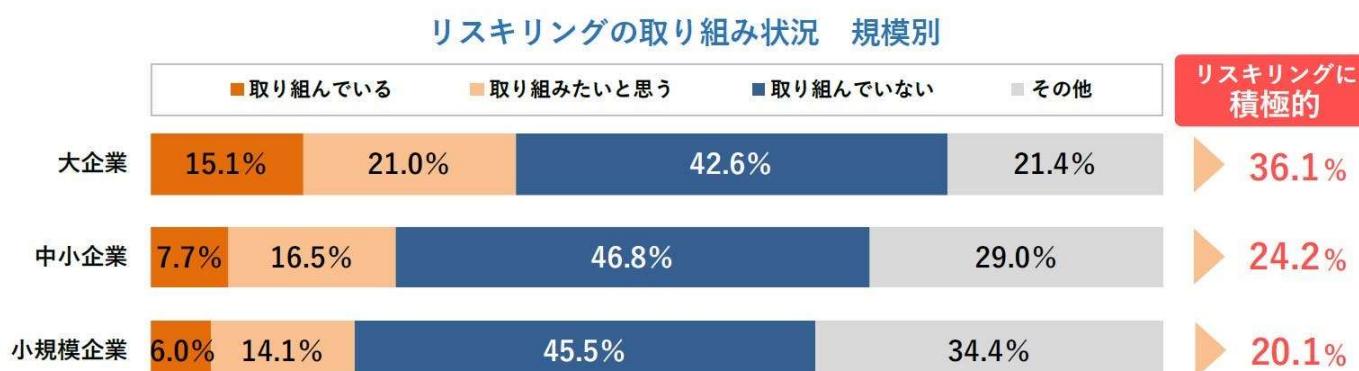
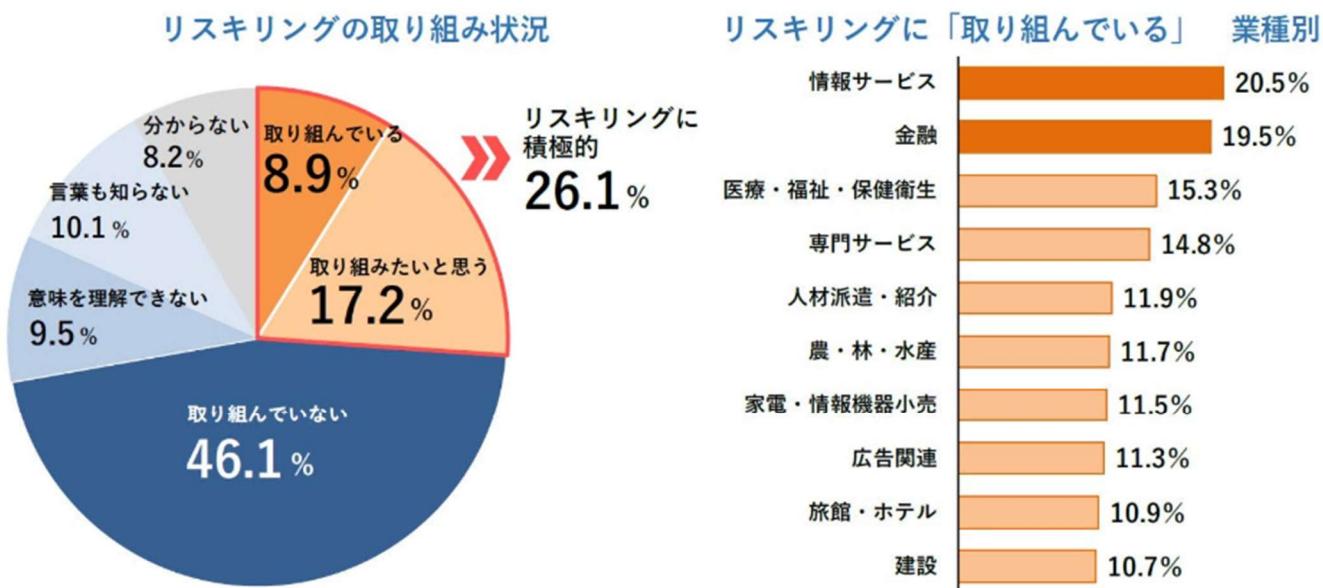
規模別では大企業（15.1%）が高く、中小（7.7%）、小規模企業（6.0%）が低い結果となり、企業規模によりリスキリングへの取り組みに明確に濃淡が表れています。

リスキリングに取り組むうえでの課題については、取り組みの有無で違いが鮮明に表れました。取り組んでいない企業では、時間や人材などのリソース確保が難しく、それに対して取り組んでいる企業ではモチベーションの維持が課題となっている現状が浮き彫りになる結果となりました。

リスキリングに関する企業の意識調査（2024年）／帝国データバンク

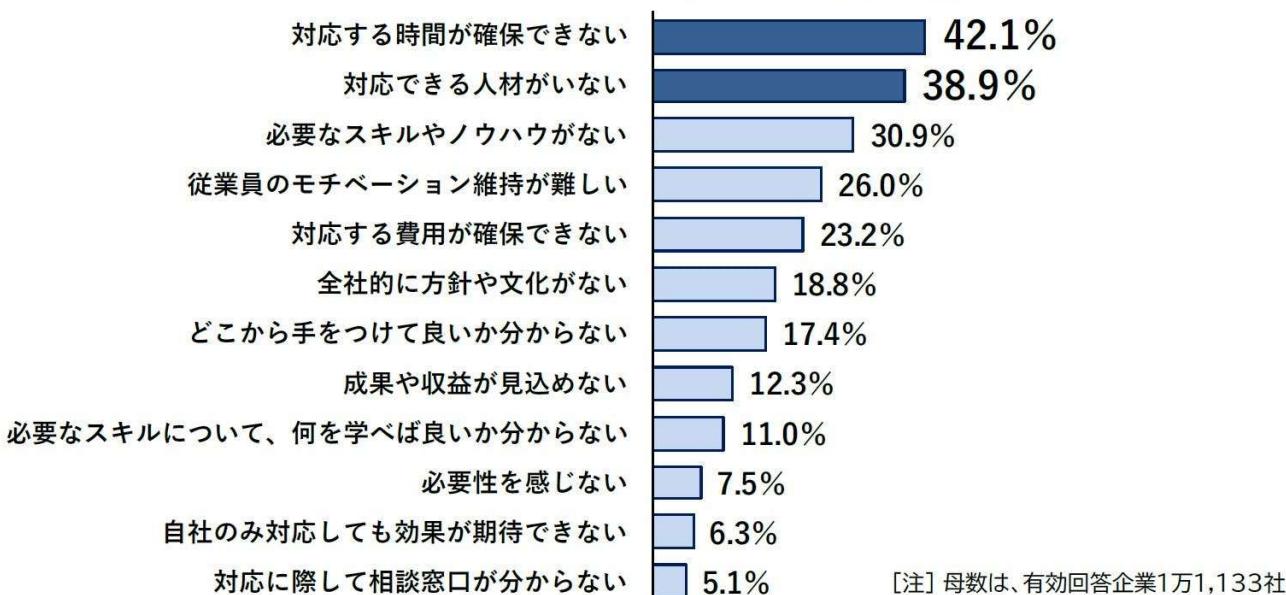
<https://www.tdb.co.jp/report/economic/20241120-reskilling2024/>





[注]「その他」は、「意味を理解できない」「言葉も知らない」「分からぬ」の合計。小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

リスキリングに取り組む際の課題（複数回答）



◆当事務所のご紹介◆

■事務所概要

名称 尼崎中央社労士事務所
代表者 川西 康夫（かわにし やすお）
社会保険労務士（登録番号：28210008）
人的資本経営コンサルタント
所在地 〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通1丁目17番4号
TEL 06-6481-5907
E-mail y.kawanishi@yk-srj.com
Website <https://www.yk-srj.com/>

■取扱業務

▶ 労務顧問

人事・労務管理と人的資本経営に関するご相談に幅広く対応し、企業の経営をサポートします。

①人事評価、賃金、就業管理その他の各種制度に関するご相談

②労使紛争（従業員とのトラブル）への対応に関するご相談

③労働局・労働基準監督署による勧告・指導への対応に関するご相談 等

▶ 給与計算サポート

給与計算ソフトの導入支援等を通じて、毎月の給与計算業務をサポートします。

▶ 労働保険・社会保険その他各種制度の申請・届出

厚生労働省が所管する労働保険、社会保険その他の各種制度の申請・届出を代行します。

▶ 就業規則・労使協定書の作成・届出

就業規則、賃金規程その他の諸規程、労使協定書の作成・届出を代行します。

▶ 雇用・労働分野の助成金の活用サポート

厚生労働省が所管する雇用・労働分野の助成金の活用をサポートします。

◆編集後記◆

今月号も最後までお読み頂きまして誠にありがとうございます。

今年の漢字は「金」でしたね。皆様にとってはいかがでしたでしょうか？

感染症に気を付け、良い年末をお過ごしください。来年もどうぞよろしくお願ひいたします。

編集者 久保 裕美（くぼ ひろみ）



尼崎中央社労士事務所
AMAGASAKI CHUO Sharoushi Jimusho